

陸 災 防

平成29年度全国安全週間の実施

本年度の全国安全週間は「平成29年度全国安全週間実施要綱」に基づき、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」をスローガンに実施されます。本週間の実効を上げるため、6月1日から30日までが準備期間、7月1日から7日までが本週間となります。労働災害防止のため「信州・危険の「見える化」推進運動」、転倒災害防止対策、および労働時間管理、乗務開始前点呼の実施等の交通労働災害防止対策等の取組強化をお願いいたします。

長野労発基 0511 第1号の2
 平成29年5月11日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 長野県支部 支部長 岩下 勝美 様

長野労働局長



平成29年度全国安全週間の実施について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年の長野県内における労働災害による休業4日以上死傷者数は1,903人で、前年より129人、6.3%減少し、2年連続の減少となりました。また、死傷者数も15人と1人の減少となりました。しかし、現在、長野労働局で進めている第12次労働災害防止推進計画の目標は死傷者数1,617人、死亡者数10人であり、まだまだその目標までに至っていない厳しい状況にあります。

また、災害の内容を見ますと、「転倒」災害24.2%、「墜落・転落」災害16.3%、「はさまれ・巻き込まれ」災害13.7%となっており、依然として在来型の災害が多発しておりますとともに、第三次産業においては、減少が図られていない状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成29年度全国安全週間が別添「平成29年度全国安全週間実施要綱」に基づき「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」をスローガンのもとに6月1日から30日までを準備期間とし、7月1日から7日までを本週間として実施されることとなりましたので、更なる

労働災害の減少を図るため、安全週間実施要綱に基づき、安全衛生活動が推進されますよう、傘下関係団体・傘下事業場への周知をお願いします。

なお、業種横断的に進めております「STOP! 転倒災害プロジェクト」(別添資料)に引き続き取り組んでいただくとともに、5月から9月までの「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(別添資料)についても広く周知していただき熱中症予防にも取り組みをお願いします。

おって、小売業・社会福祉施設等における労働災害防止の取り組みとして、本年1月から1年間、全国的な取り組みとして「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」(別添資料)を実施しておりますので、当該業種に関係する団体におかれましては本週間を契機に一層のお取り組みを進めていただくとともに、その他の団体におかれましても本運動への御理解と御協力をお願いします。

照会先

長野労働局労働基準部健康安全課

担当：中野 電話：026-223-0554

平成 29 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で90回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成28年の労働災害については、死亡災害は2年連続で1,000人を下回る見込みである。

しかしながら、休業4日以上之死傷災害(以下単に「死傷災害」という。)は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成28年11月から平成29年2月まで4か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成29年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

2 期 間

平成29年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成29年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ リスクアセスメントの普及促進
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
 - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ) 職場点検、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
 - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ウ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - エ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

労働災害防止計画目標達成取組強化運動の実施

本年度は平成25年度から始まった「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（平成25年度～29年度）の最終年度です。5カ年計画の目標達成に向け、7月から12月を取組強化期間として労働災害防止に取り組めます。本運動の主旨を全従業員に周知し、「会員事業場の実施事項」にもとづき活動計画を作成し、添付の「職場の安全衛生自主点検表（共通）」による自主的なパトロールの実施等実効ある運動の展開をお願いいたします。

また、下記事項を支部の重点項目といたしますので併せて取組をお願いいたします。

- ◎ 荷主、配達先、元請事業者等の構内での荷役作業労働災害の防止対策の徹底
- ◎ メンタルヘルス対策の徹底

尚、スローガンは「みんなで築く安全職場 総力挙げて目標達成12次防」です。またポスター等の安全用品等を配布予定ですので有効に活用願います。

第12次陸上貨物運送事業労働災害防止計画 目標達成取組強化期間実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間：平成25年度～29年度）に基づき、①5年間で労働災害による死亡者数を20%減少させる（平成29年には、年間105人以下とする。）、②死傷者数を10%以上減少させる（平成29年には、年間1万2千400人台前半以下とする。）、③過重労働による健康障害を防止する、腰痛症を減少させるとした目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

平成28年における陸運業の労働災害による死亡者数は99人で、前年同期比-20.8%と大幅に減少し、史上初の100人未満となった。しかしながら、一昨年増加傾向に歯止めがかかった死傷者数は13,977人と、前年に比べ0.7%の増となり、さらに平成29年5月の速報値（平成29年1月～4月）では、死亡災害、死傷災害ともに前年比大幅な増加傾向にあることから、目標の達成に向けては一層強力な労働災害防止対策の推進が求められている。

死傷災害の減少を図るためには、その約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）を踏まえた集団指導を実施する等、その周知・普及に向け取り組むとともに、

荷主等及び荷主関係団体とも密接な連携協力を図り、荷役労働災害防止対策を推進していくことが必要である。

また、厚生労働省から要請があった「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について～荷役 5 大災害の防止対策の徹底～」(平成 29 年 3 月)及び「交通労働災害防止対策の推進にかかる要請について」(平成 27 年 3 月)を踏まえた取組も求められている。

さらに、トラックドライバーの長時間労働等を背景として発症する脳・心臓疾患や、職場生活に強い不安やストレスを感じ、それが原因で発症する精神障害等により労災認定を受ける労働者が年々増えている。平成 27 年度の労災保険支給決定をみると、業種別(中分類)では「道路貨物運送業」がいずれも最多となっていることもあり、陸運事業者にとって、健康確保対策、メンタルヘルス対策は重要となっている。

陸運業の労働災害防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。そのためには、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動(KY活動)、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図っていく必要がある。

以上のことを踏まえ、特に本年度は「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」の最終年度であることに鑑み、例年、夏期労働災害防止強調運動期間として実施している期間を拡大し、7月1日から12月31日までの6か月間を「陸上貨物運送事業労働災害防止計画目標達成取組強化期間」として、労働災害を減少させ、目標を達成するという決意のもと、本部、支部が一体となって以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

平成 29 年 7 月 1 日(土)から同年 12 月 31 日(日)まで

3 スローガン

「みんなで築く安全職場 総力挙げて目標達成 12 次防」

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 実施者

会員事業場

6 主唱者の実施事項

(1) 本部の実施事項

- ア 支部が行う交通事故・労働災害防止大会等の開催、個別指導・集団指導等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等について、支援・協力を行う。
- イ 変更が予定されている「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知徹底に努める。
- ウ 厚生労働省公表の「荷役ガイドライン」(平成 25 年 3 月)の周知徹底を図る。
- エ 荷役 5 大災害の防止対策として、荷役作業 5 大災害防止対策チェックリストと一体となった「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するには」パンフレットを印刷し、全会員事業場に配布・周知する。
- オ 「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」の周知・徹底、「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)の周知・普及に努める。
- カ 重点対策としている転倒災害防止対策に努める。
- キ リスク低減の取組を推進するため、危険予知活動 (KY 活動)、リスクアセスメントの手法、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」(リクムス)等の周知・普及に努める。
- ク 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底、「IT を活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知・普及に努める。
- ケ ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策への取組の周知、徹底を図る。
- コ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレットを印刷し、全会員事

業場に配布し、熱中症予防の周知に努める。

サ 都道府県労働局、全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

シ 広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

ス 安全ポスター、のぼり等を作成し、本運動の気運の醸成を図る。なお、のぼりは全会員事業場に配布する。

(2) 支部の実施事項

都道府県労働局・労働基準監督署、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等の支援・協力を得て、次の取組を行う。

ア 交通事故・労働災害防止大会等の開催、個別指導・集団指導等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等を行う。

(ア) 陸運災防指導員によるパトロールを実施するに当たっては、「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)を活用すること。

(イ) 陸運災防指導員会議等において、死亡災害要因分析シート、交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート、過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート等を活用した効果的な取組を進める。

(ウ) 変更が予定されている「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知に努める。

(エ) 「ロールボックスパレット安全作業研修会」への参加勧奨に努める。

(オ) 「荷役ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、関係行政機関や関係団体の協力も得ながら、荷主や配送先に対し、荷役ガイドラインが示す内容についての協力要請を行う。

(カ) 「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するには」パンフレット及び同パンフレットの荷役作業 5 大災害チェックリストを活用した荷役災害防止対策に努める。

(キ) 「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」の周知、「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)の活用による作業開始前点検の徹底に努める。

(ク) 「転倒災害防止リーフレット」等を活用した、転倒災害防止対策に努める。

- (ク) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場における同ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。また、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知に努める。
 - (コ) 「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」への参加勧奨に努めるとともに、「ストレスチェックセミナー」の開催や、陸運災防指導員によるストレスチェック制度の周知、取組事例の収集を行う。
 - (カ) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット等を活用した熱中症対策に努める。
- イ 広報誌、ホームページ等により本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。
- ウ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

7 会員事業場の実施事項

- ア 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- イ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本取組強化期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)により職場の安全衛生点検を行う。
- ウ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- エ 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

職場の安全衛生自主点検表（共通）

平成 28 年 5 月作成

事業場名		従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「防災規程」や厚生労働省が平成 25 年 3 月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目		
1 基本的な取組（リスクの低減）		
・ 安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 安全衛生目標の設定（同上）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
2 安全衛生管理体制		
労働者 10～49 人	労働者 50 人以上	
・ 安全衛生推進者の選任	・ 総括安全衛生管理者の選任(100人以上)	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・ 安全管理者の選任（選任時研修修了）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・ 衛生管理者の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・ 産業医の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 安全衛生推進者の巡視	・ 安全管理者、衛生管理者の巡視	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 安全衛生対策等を話し合う場の設置	・ 安全衛生委員会の開催（月 1 回以上）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
3 安全衛生教育の実施状況		
・ 雇入れ時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 作業内容変更時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 事故発生者に対する教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 腰痛予防のための管理者教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
4 健康管理		
・ 雇入れ時の健康診断		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 定期健康診断（年 1 回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 深夜業従事者に対する健康診断（年 2 回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数）		<input type="checkbox"/> 月 45 時間 以内 <input type="checkbox"/> 月 45 時間超～80 時間 <input type="checkbox"/> 月 80 時間超～100 時間 <input type="checkbox"/> 月 100 時間超
※ 休憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		
・ 時間外・休日労働が 1 月当たり 100 時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ ストレスチェックの導入（50 人以上義務、50 人未満努力義務）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし

(注) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
 防災規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） している していない 該当なし
- ・ 荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- ・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- ・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） している していない 該当なし
- ・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- ・ 荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)* している していない 該当なし
- ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
- ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
- ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
エ ロールボックスパレット している していない 該当なし
- ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい。）
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 している していない 該当なし
- ・ 定期自主検査（同上）
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 している していない 該当なし
- ・ 危険作業従事資格者の配置（同上）
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
エ 玉掛け作業 オ その他 している していない 該当なし
- ・ 保護帽（墜落時保護用） している していない 該当なし
- ・ 安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・ 運行管理者の選任 している していない 該当なし
- ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
- ・ 拘束時間等（1ヶ月293h以内 □）（1日13h以内 □）（休息8h以上 □）（1日の運転9h以内 □）（連続運転4h以内 □）

(3) 走行管理等

- ・ 走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
- ・ 走行経路の決定 している していない 該当なし
- ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
- ・ 点呼の実施 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・ 交通危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・ 運転適性診断 している していない 該当なし
- ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい）
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
エ 表彰 オ その他 している していない 該当なし

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに係る項目です。

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているといえます。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第10条の2に記載されています。
 ・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
 ・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページをご覧ください。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

- （参考資料等） ・ 災防規程：7条。50人以上はさらに第4条～6条、10条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第79条、82条
 ・ 陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照

http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条
 ・ フォークリフトの安全Q&A50（陸災防図書 平成24年3月）
 ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成25年3月25日基発0325第1号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

- （参考資料等） ・ 災防規程：第71条
 ・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

平成29年度労働者数の報告

下記提出要領に基づき、6月15日（期日厳守）までに必ずお送りください

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部あて

☎ 026-254-5171
FAX 026-254-5155

労働者数等の報告用紙（常勤役員、臨時、パートを含む）

年会費・小企業無災害記録の基礎資料となりますので長野県内の数を営業所別に記入して下さい。

1. 県内の労働者数合計 _____人
(平成29年4月1日現在)

2. 内訳（県内の本店、支店、営業所名称、所在地及び労働者数）

下記の用紙により、6月15日（期日厳守）までにお送りください。FAXでも結構です。
変更のない場合も回答をお願いいたします。未提出の場合は昨年同様といたします。

会 社 名 _____
電 話 () _____

記入者氏名 _____

本店・営業所名	人数	所在地・電話番号
		〒 電話番号 () _____
		〒 電話番号 () _____
		〒 電話番号 () _____
		〒 電話番号 () _____
		〒 電話番号 () _____
		〒 電話番号 () _____